

国立大学法人大分大学公益通報取扱規程

平成19年10月1日制定

平成19年規程第72号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「本法人」という。）における公益通報及び公益通報に係る相談（以下「通報等」という。）への対応に関し必要な事項を定め、もって本法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

2 本法人における通報等の取扱いに関しては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）その他関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本法人又は本法人の業務に従事する場合における役員若しくは職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。
- (2) 公益通報者 公益通報を行った者をいう。
- (3) 通報対象事実 法令、本法人の内部規則等に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実をいう。
- (4) 公益通報に係る相談 公益通報の処理の仕組み、法令等の違反行為に該当するかの確認等に関する質問及び相談をいう。
- (5) 職員 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）、国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）、国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（平成25年規則第24号）、国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則（平成27年規則第29号）及び国立大学法人大分大学外国人研究員規程（平成16年規程第49号）の適用を受ける者をいう。
- (6) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第13号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。

(公益通報を行うことができる者の範囲)

第3条 この規程において、公益通報を行うことができる者は、次の各号に掲げる役職員等とする。

- (1) 職員
- (2) 派遣契約に基づき本法人の業務に従事する派遣労働者
- (3) 本法人と請負契約その他の契約で事業を行う取引事業者の労働者又は派遣労働者
- (4) 役員
- (5) 公益通報の日前1年以内に第1号から第3号までのいずれかであった者

(公益通報対応業務従事者)

第4条 公益通報の受付、調査及び是正措置に関する業務に従事する者として、次のとおり公益通報対応業務従事者を置く。

- (1) 総括責任者
- (2) 通報・相談窓口の担当職員
- (3) 調査委員会の委員として総括責任者が指名する職員

(総括責任者)

第5条 本法人における通報等の処理を総括するため、総括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

第2章 通報処理体制

(通報・相談窓口)

第6条 本法人における通報等に対する迅速かつ適切な対応を行うため、総務部総務課に通報・相談窓口を置く。

- 2 通報・相談窓口担当職員を置き、総務部総務課長をもって充てる。

(通報等の受付方法)

第7条 第3条各号に掲げる者(この規程において「役職員等」という。)は、通報・相談窓口に対し、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は口頭により公益通報を行うことができる。ただし、匿名により通報が行われた場合は、通報窓口は、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを公益通報として受け付けることができる。

- 2 通報・相談窓口は、前項により公益通報を受け付けたときは、直ちに総括責任者にその内容を報告するとともに、速やかに受け付けた旨を当該公益通報者に通知しなければならない。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。
- 3 通報・相談窓口は、公益通報に係る相談を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。この場合において、当該相談が公益通報に当たり、かつ、当該相談者が公益通報とすることを希望するときは、これを公益通報として受け付け、直ちに総括責任者にその内容を報告するとともに、速やかに受け付けた旨を当該相談者に通知しなければならない。ただし、当該相談者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。
- 4 通報・相談窓口は、通報等の内容が、本法人の他の規程等によりその対応が明確に規定されているときは、総括責任者と協議の上、該当する担当部署へ事案を移送するものとし、当該公益通報者に移送した旨を通知しなければならない。
- 5 総括責任者は、第2項及び第3項により公益通報の報告を受けたときは、直ちにその内容を学長に報告するものとする。

- 6 本法人の役員又は通報・相談窓口の担当職員以外の職員が、通報等を受けたときは、直ちに通報・相談窓口に連絡するか、又は当該通報等を行った者に対し通報・相談窓口に通報等を行うよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

(検討の実施)

第8条 総括責任者は、前条第2項及び第3項に規定する公益通報の報告を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を公正、公平かつ誠実にを行うものとする。

- 2 総括責任者は、当該公益通報に係る調査を実施するか否かの検討結果を学長に対し報告するとともに、通報・相談窓口が公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報者に対し通知するものとする。この場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付して通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

(調査委員会)

第9条 総括責任者は、前条第1項の検討の結果、事実関係の調査を実施する場合において、必要に応じて調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 前項の規定により委員会を設置するときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員会は、公益通報に係る事案ごとに設置するものとし、第13条に規定する学長への報告をもって解散するものとする。
- (2) 委員会は、総括責任者を委員長とし、本法人の職員のうちから総括責任者が当該事案の調査の適任者として指名する委員若干人で構成するものとする。
- (3) 委員会は、次の事項を実施し、公益通報に係る事実の有無及びその程度について調査を行う。

- ア 関係者からの聴取
- イ 関係資料等の調査
- ウ その他調査に必要な事項

(調査の実施)

第10条 総括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査を実施するときは、当該公益通報者の秘密を守るため、当該公益通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮するとともに、事実に基づき公正不偏に実施しなければならない。

- 2 総括責任者は、調査の対象となる部局の長等に対して、関係資料の提出、事実関係の報告及び調査に必要な事項の実施等の要請を行うことができる。

(関係者の排除)

第11条 総括責任者は、当該公益通報に係る被通報者（通報対象事実に該当する不正行為を行った、行っている又は行おうとしているとして公益通報された者をいう。以下同じ。）を当該通報事案の処理に関与させてはならない。

(協力義務)

第12条 本法人の役員及び職員は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。

2 部局の長等は、第10条第2項に規定する要請を求められたときは、正当な理由なく、これを拒否することはできない。

(調査結果の通知)

第13条 総括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査を終えたときは、直ちに学長に報告するとともに、公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

(是正措置等)

第14条 学長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正措置、再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じるよう命じるものとする。

2 部局の長は、前項の是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容、是正結果等を学長及び総括責任者に報告するものとする。

3 総括責任者は、学長が第1項の是正措置等を講じたとき、又は前項の報告を受けたときは、公益通報者に対し、是正措置等の内容、是正結果等を通知するものとする。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、公益通報者に対する通知は行わないものとする。

4 学長は、当該調査及び是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表又は関係行政機関に対し通知を行うものとする。

(懲戒処分等)

第15条 学長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、当該行為に関与した職員に対し、本法人の内部規則等に基づき、懲戒処分等を課することができる。

第3章 公益通報等に関わる者の責務

(被通報者等への配慮)

第16条 学長及び総括責任者は、第13条又は第14条第3項若しくは第4項の規定による公益通報者への通知、公表又は関係行政機関への通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者、当該事実関係の調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(解雇の禁止)

第17条 学長は、通報等を行ったことを理由として、公益通報者に対し解雇（派遣契約その他契約に基づき本法人の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）を行ってはならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第18条 本法人の役員及び職員は、通報等を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由として、当該通報等に関係した者（以下「通報者等」という。）に対して嫌がらせ、不利益な取扱い（当該通報者等の職場環境の悪化を含む。以下「不利益取扱い等」という。）をしてはならない。

2 学長は、通報等を行ったこと、公益通報に係る事実関係の調査に協力したこと等を理由する通報者等に対する不利益取扱い等がないよう、適切な措置を講じなければならない。

(不正目的の通報)

第19条 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報等を行ってはならない。

2 学長は、第17条の規定にかかわらず、前項に規定する通報等を行った職員に対し、本法人の内部規則等に基づき、懲戒処分等を課することができる。

(秘密の保持)

第20条 通報等にかかわった役員及び職員は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を尊重するとともに、公益通報の内容、事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 学長は、正当な理由なく前項に規定する個人情報等を他に漏らした職員に対し、本法人の内部規則等に基づき、懲戒処分等を課することができる。

(実効性の確保)

第21条 総括責任者は、是正措置等が十分に機能していることを定期的又は随時に確認し、新たな是正措置等の必要があると認めるときは、その旨を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、直ちに新たな是正措置等を講じるよう努めなければならない。

3 総括責任者は、通報処理が終了した後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益取扱い等が行われていないかを適宜確認し、必要があると認めるときは、当該通報者等を保護するための措置を講じなければならない。

(通報処理体制等の周知)

第22条 総括責任者は、通報等の方法、通報・相談窓口の所在場所その他通報等に必要な事項を、役職員等に周知しなければならない。

第4章 雑則

(役職員等以外の者からの通報等に対する準用)

第23条 大分大学の学生その他役職員等以外の者からの通報等に対しては、この規程を準用する。

(事務)

第24条 公益通報者の保護等に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、通報等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第56号)

この規程は、平成21年4月15日から施行する。

附 則 (平成24年規程第71号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第33号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第74号)

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則 (平成31年規程第8号)

この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則 (令和4年規程第64号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第13号)

この規程は、令和5年2月28日から施行する。